

## 愛知県環境審議会総合政策部会 会議録

### 1 日時

平成 30 年 3 月 16 日（金） 午前 10 時から 11 時 30 分まで

### 2 場所

愛知県庁西庁舎 7 階 第 15 会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

青木部会長、稲垣委員、井村委員、大石委員、織田委員、小嶋委員、竹内委員、大東委員、永瀬委員、尾島専門委員、祖山専門委員、竹内専門委員、三島専門委員（以上 13 名）

#### (2) 事務局

愛知県職員 14 名

### 4 傍聴人

なし

### 5 議事

#### (1) 愛知県における地球温暖化対策推進のあり方について（中間とりまとめ）（案）

- ・事務局から、資料 1、2 に基づき説明

#### <質疑応答>

[大東委員] 資料 2 の中間とりまとめ（案）の冒頭部分で、地球温暖化対策をなぜやるのかが説明されていない。大きな気候変動が起きている、災害に繋がっている、経済的損失を被るといった具体内容の記載が必要ではないか。

都市づくりの部分は、少し漠然と書いてある。具体例の記載があるとイメージが掴みやすい。

[事務局] 冒頭部分の書きぶりは、ご意見に従い修文できるか検討したい。

都市づくりの部分は、集約型都市構造への転換、公共交通ネットワークの形成などの具体例を加えるよう検討していきたい。

[大石委員] 都市構造の転換の 1 つとして、パークアンドライドも視野に入るのではないか。

また、省エネ機器の使用については、LED などではエネルギーを削減できた分、沢山使用してしまうこともある。過度のエネルギー使用について言及する部分はないのか。

[事務局] パークアンドライドについては、都市づくりの公共交通ネットワークの形成に関係する部分と考えている。

エネルギー使用については、省エネ行動、低炭素型ライフスタイルの部分に記載している。

[稲垣委員] 資料 2 について、全体を読んでいて、分かりにくい。現行条例と地球温暖化に特化した新条例との関係が明確に読めない。現行条例は環境問題全般に関わる部分だから残す、地球温暖化に特化したものだけを新条例に移すといったことを最初に明確に言わないので読みにくい。

計画書制度の部分も、今までやってきたこととどう違うのかを、具体的に書かないと分かりにくい。

パリ協定では、低炭素から脱炭素に移行している。脱炭素に向けた社会づくりをどこかに言及すべき。現状では弱い。

大石委員同様、エネルギーの過剰使用についても明確にすべき。また、都市づくりについては、本当にやれるようなことを書くべき。

[青木部会長] 事情説明・理由の部分と提案の部分が一体で書かれている。どこがどう変わるかを読み続けないと分からない。条例で明記する部分は強調し、現状認識・分析の部分は、書きぶりを変えれば改善できると思う。

[竹内委員] 電気事業者は計画書制度の対象となるのか。その場合、電力の排出係数は客観的な指標として評価するのか。

[事務局] 電気事業者も計画書制度の対象となっている。新しい制度に基づく評価・助言の対象となり、計画書制度の中でできる限りの努力を促していきたい。

[祖山委員] 低炭素型の事業活動の促進について、事業者の自主的な行動をベースにしながら県と協力して対策を進める必要性が示されており、事業者の理解は得られやすいと感じた。

9 ページの現行条例で取り組むべき事項とあるが、戦略と条例が一对ではなくなってしまうため、ややわかりにくく感じる。新条例において、現行条例に留める3項目に関する配慮が必要ではないか。

県の環境保全関連条例全体の体系の見直しが必要ではないか。今回の条例をどのように位置づけるのか。

[事務局] 戦略との関係性について、新条例にどのような形で整理すると分かり易いのか、再度検討させていただく。

現行条例は規制等の措置に分類されているが、今回の新条例は地球環境の保全等の推進の中に位置付けるのが適当ではないかと考えている。

[三島委員] 市町村の責務が書かれていないが、どうやって市町村に地球温暖化対策の取組をしっかりとやらせるのか。

[事務局] 県と市町村は対等の自治体であり、市町村の責務を規定することはできないことをご理解いただきたい。

[稲垣委員] 7 ページのなお書きは何なのか。「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」の第11条と同じことが書いてある。理由が記載されていないので県民が見ても「では、どうするのだ」と思ってしまう。もう少し具体的に書かないといけない。

9 ページの現行条例から切り離す理由を丁寧に書かないといけない。

5 ページの計画書制度について、現在でも事業者から資料の提出を求めているだろうし、資料を求めているというならこれまでのやり方が県の怠慢であり、まずいと思う。現在、実施していることと、これから実施することとの違いを明確に書かないと県民から意見をもらいにくいと思う。

[事務局] 7 ページの意図は、「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」に県の役割が記載されているため、新条例には記載をしないということである。その点について、記載する必要がないということであれば、削除してもよいと考えている。

[稲垣委員] いや、間伐を実施しているのは県ではなく事業者である。森林事業者は吸収源について十分理解して実施していると思う。現在の書き方はまずいと思う。

[青木部会長] 「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」の記載をしたことの問題というより前段の書きぶりを変えないといけないということですね。

[事務局] 承知しました。

5 ページの計画書制度については、現状の取組をもう少し丁寧に書き、その上で見直し後の違いが分かるようにしていく。

[永瀬委員] 中間とりまとめ（案）に含めるのは相応しくないのかもしれないが、計画書制度の内容について、例えばISOやエコアクション 21 などに取り組んでいる事業者について、計画書提出の対象から外したり、コピーの提出でも可とするような、緩和策はできないか。

[事務局] 例えば廃棄物処理業では優良認定を受けるにはISO等の認証を取っているということが条件になっている。今後の運用の中で検討させていただく。

[尾嶋委員] これまで、今回のような条例のパブリックコメントを実施した際に、県民からどのような意見が寄せられたのか。また、西暦と和暦の混在はどういう意図か。

[事務局] 新しい条例の実例がなく、他の類似例でどういった反応があったかは、現時点では分からないため、調べさせていただく。

西暦と和暦については、現在の案では、世界的な動きは西暦、日本だけの話題では西暦と和暦を併記する形としている。

[織田委員] 吸収源対策について、森林事業に関しては従来から実施していることで、それ以外に農地の問題、海水面の問題がある。これらも吸収源対策として重要であり、対策として加えるべきである。「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」には、温暖化対策や吸収源対策として明確になっているわけではないので、林業、水産業を行っている方たちにも、自分たちの役割が地球温暖化対策の主体となっているということを意識してもらいたい。

化石燃料起源のエネルギー使用を減らすという意味で、再生可能エネルギー、特に太陽光発電はコストが三分の一になったこともあり、非常に増えてきている。一方で、太陽光発電が自然環境を破壊する側面もあるため、急激に進みすぎているという問題にも触れてもらえると良い。

[事務局] 吸収源として農地や海面が果たす役割が大きいのは十分認識している。対策はなかなか難しいとは思いますが、しっかりと検討したい。太陽光発電パネル設置にあたっては、自然環境の破壊につながっている事例も認識しており、関係法令を踏まえて推進していきたい。

[小嶋委員] 旧戦略の評価結果として、2013年度は基準年度比で8.7%増加している一方、新戦略では26%削減という目標が書かれている。なぜ、削減できなかったのか、新たな目標を必ず実現するという根拠があまりよく見えない。

業務部門の床面積が増加した、世帯数が増加したということがいつも出てくるが、それらがどれだけ排出量を増加させたのか根拠を示さないと、県民もまた言っていると感ずるのではないか。もう少し具体的なデータを記載してほしい。

他道府県の条例もできたばかりで、その効果を示すのは難しいと思うが、条例化により温室効果ガスの排出削減に効果が生まれたのか。現時点で実施してきたこともあるので、それらを元に分析データを示してほしい。

[事務局] どうして増加したのかの要因については記述を検討し、削減しないといけないという流れにしていきたい。

[井村委員] 今回の中間とりまとめ（案）の背景をよく知っていても、理解しにくい。もう少し、整理して記載した方がよい。目新しいことが書けないかもしれないが、少なくとも前文をしっかり記載してはどうか。例えば、低炭素ではなく脱炭素が求められる時代であるので、単にパリ協定を受けて、新条例をつくるという理屈だとインパクトがない。現行条例があるのに切り離して単独条例とすることが分かりにくい。

気候変動について、言葉だけでは実感が沸かない。気候変動の影響について、具体的に何なのか、例えば豪雨、災害、熱中症などの生活に密接に関係していることを示してはどうか。

計画書制度は重要と考える。今後、一番意味を持つ部分であろうと思う。

[事務局] 我々がどうしたいかという気持ちの部分表現できるようにしたい。気候変動への適応の部分についても、生活に関わりのあることが分かるような文言としたい。

[大東委員] 戦略の知事の前文や、第1章の総論の最初の部分が、条例の一番始めにあると良いのでは。地球温暖化により様々な被害や経済的損失を被るため、抑制しないとイケないという掴みがあると良い。

[竹内委員] 県の責務の部分に、施策の推進を図ることだけでなく、施策の達成を図るということを入れられないか。

[小島委員] 県はこれまで戦略に掲げた目標を達成できるのか。

[事務局] 目標達成はかなり厳しいとは思いますが、どのような取組を行えば達成できるかという前提のもとに目標を立てたので、各主体がその取組を行えるよう働きかけていきたい。

[青木部会長] 主な修正点としては、次のとおり。全体的に一般県民にも分かりやすい表現にすること。特に、計画書制度の変更点の説明の充実が必要である。次に、現行条例との関連性を丁寧に記載する。また、吸収源対策の記載についても指摘いただいている。

パブリックコメント用の文書内容について、もう一度会議を開催して作成すべきか。

[大東委員] 部会長と事務局との調整により作成して良いと考えるが、パブリックコメントの際に、戦略の内容も一緒に見られるようにしてはどうか。

[青木部会長] 戦略を参照できよう、事務局には配慮をお願いしたい。

[稲垣委員] 戦略と新条例との位置付け、関係性を明確に分かるように示すこと。

[織田委員] これまでの部会での議事録はどういう位置付けか。

[事務局] これまでの議事録は公開済みのため、どのような議論がなされたかの経緯は確認できるようになっている。

[青木部会長] パブリックコメント用の文書内容については、私と事務局でまとめさせていただく。